

## 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急速な広がりを見せ、世界保健機関(WHO)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっている。我が国においても感染経路が判明しない感染例が多数確認され、感染者が死亡する事態となり、本県でも感染者が確認されている。

このような中、国は同感染症を指定感染症及び検疫感染症に指定し、水際対策や感染拡大防止に取り組んでいるものの、事態の終息は見えず、国民の不安は増大する一方である。こうした不安を解消し、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大を想定した行動計画である「新型インフルエンザ等対策行動計画」も参考にしながら、情勢の変化も踏まえつつ、総合的かつ強力な対策を講じる必要がある。

よって、国におかれては、引き続き地方自治体と十分な連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 検査体制を拡充し、医療機関を受診した患者が必要に応じて検査を受けられる体制を確保するとともに、より迅速に検査ができる簡易検査キットを早期に開発し、診察・検査体制を整備すること。
- 2 帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の設置など円滑な医療実施のための体制整備に対する支援や、病床を確保し治療体制を強化することにより、高齢者や基礎疾患のある方を中心に感染者の重症化防止に取り組むこと。
- 3 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
- 4 マスク・防護具等の医療物資の確保を行うこと。
- 5 正確かつ詳細な情報を迅速に提供するとともに、コールセンターを拡充するなど国民の個別の不安に丁寧に対応すること。
- 6 海外からの新型コロナウイルスの侵入を防止するため、空港や港での検疫体制の強化など一層の水際対策を徹底すること。
- 7 感染拡大や風評被害による、クルーズ船をはじめとする観光関連産業や中国と取引のある企業等を含めた地域経済への影響を最小限にとどめるため、機動的に必要な対策を講じること。
- 8 地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日

衆議院議長	大島	理森様
参議院議長	山東	昭子様
内閣総理大臣	安倍	晋三様
総務大臣	高市	早苗様
法務大臣	森	まさこ様
財務大臣	麻生	太郎様
厚生労働大臣	加藤	勝信様
経済産業大臣	菅原	一秀様
国土交通大臣	赤羽	一嘉様
内閣官房長官	菅	義偉様

石川県志賀町議会議長 寺井 強